

Subject: Re: 西山キミエ様の財産引継の件
From: 西山紀男 (OCN) <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>
Date: 2023/09/21 17:06
To: abe@shihoo.com

西山キミエ成年後見人 安部 高樹 様

お世話様です。

首件に関し、次のとおりお答えいたします。

「他の相続人や成年後見人に財産を引き渡すことについて承諾する考えはありません。」

以上、

道後湯之町 西山紀男

On 2023/09/21 11:27, abe@shihoo.com wrote:

西山 紀男 様

お世話になっております。

先日、西山様よりお送りいただいた品物を受領しましたので、ご報告いたします

(こうしたものにお礼を述べるのはかえって失礼にあたるという

ことですので、受領した旨のご報告のみにさせていただきます)。

さて、西山キミエ様の財産引継ぎについて、確認させていただきたいと思います。

先日お送りいただいた「承諾書」の記載内容から、

西山様はご自分にキミエ様の財産(預貯金通帳等)を引き渡してほしいという

ご意向をお持ちであることは理解しています。

念のためにお聞きしますが、他の相続人に財産を引き継ぐことに同意なさるとい

可能性はないでしょうか。

相続人の成年後見人である弁護士か、もう一人の相続人どちらかへの引継ぎについて承諾

なさる可能性はないでしょうか、ということです

(このあたり少々遠回しに書いていますが、もし多少なりとも可能性があるのであれば、
次回はより具体的に書こうと思います)。

なお、「管理の計算」報告書に同封した書面にも書きましたが、長崎家庭裁判所は、
原則としてキミエ様がお亡くなりになった日の2ヶ月後である9月23日以前に財産を
相続人の方に引き継ぎ、9月23日までに財産引継書を裁判所に提出するようと言っています。

ただ、当初より2ヶ月以内という期限内での提出は難しいと当職は考えており、
長崎家裁にはあらかじめその旨伝え、また同家裁に見通しを説明するつもりですが、
できるだけ早めの財産引継が実現するようご協力いただければと存じます。

何らかのご回答をいただければ幸いです。

よろしくお願い申し上げます。

--

+++++ 媛の早起き鳥 ++++++
+ Home Page: <https://n2480hp.net/index.php>
+++++